

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

(令和5年度)

辰野町では下記のとおり65歳以上の希望者へインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

下記の内容をよくお読みいただき接種をお受けください。

記

1. 予防

予防の基本は流行(例年12~3月)前に予防接種を受けることです。また、外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

2. 有効性

インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。一般的には1シーズンに1回の予防接種で効果があるといわれています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抗体がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。

3. 副反応

予防接種の注射の跡が赤みを帯びる、腫れる、痛むという反応をおこすことがありますが、通常2~3日のうちに治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどが見られることもあります。これも通常2~3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることもあります。

4. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

予防接種について、必要性や副反応についてよくご理解のうえお受けください。気にかかることや分からないことは予防接種を受ける前に主治医または保健福祉課までご質問ください。

同封の予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱のある人(一般的に体温が、37.5℃以上の場合)
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな人
- ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合

※新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能です。

(3) 予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談しなくてはならない人

- ・心臓病・腎臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ・前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人
- ・今までにけいれんを起こしたことがある人
- ・中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ・インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるとされたことがある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ・予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ・インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。また、強く揉むと皮下出血することもありますので気をつけましょう。
- ・接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

(5) その他

- ・医師の説明を十分聞いた上で、下記の理由で予防接種を受けなかった場合の責任
 - ご本人が接種を希望しないため接種をしなかった
 - 家族の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった
 - 当日の身体状況等により接種をしなかった

その後インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

- ・副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱など現れたら、医師(医療機関)の診療を受けてください。

5. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく予防接種により重い疾病、障害、死亡等の健康被害を生じる場合には予防接種健康被害救済制度によって医療費や障害年金等が支給されます。

救済制度の対象となる健康被害は厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等の因果関係の認定したものに限ります。

〒399-0425

長野県上伊那郡辰野町中央1番地

辰野町役場 保健福祉課 保健係

課長：竹村 智博 担当：上島 佑太

TEL：0266-41-1111 FAX：0266-43-3307

1. 対象者

- (1) 満65歳以上の方（令和5年12月28日現在）
（昭和33年10月23日から昭和33年12月28日までに生まれた方は
誕生日以降に接種してください。65歳になる前の接種は、助成対象になりません）
※予診票の年齢表記は令和5年9月21日現在です。
- (2) 満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、この4つのいずれかで1級の身体障害者手帳をお持ちの方。

2. 実施期間

令和5年10月23日（月）から令和5年12月28日（木）まで

3. 実施医療機関

- ・町内の医療機関で接種される場合は、裏面の『高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関（辰野町）』で実施曜日や注意事項等ご確認のうえ、予約をしてお出かけください。
- ・町外の上伊那医療機関で接種される方は、別紙の『令和5年度高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表（上伊那）』をご確認のうえ直接受付時間等お問合わせください。
- ・上記以外の医療機関で接種される場合は直接医療機関へ、または保健福祉課へお問い合わせください。助成の対象とならない医療機関がございます。

*キャンセルの場合は、必ず医療機関に連絡してください。キャンセル料金が発生する場合がありますので、早めの連絡をお願いします。

4. 接種費用

接種費用のうち**1,700円**を医療機関へお支払ってください。
(生活保護世帯の方は無料です。)

5. 持ち物

- (1) 同封の予診票（水色の用紙。当日各項目について必ず記入のうえ、医療機関へ持参してください。）
- (2) 接種費用（1,700円）
- (3) 健康保険証

※体調の良い時を選んで接種を受けてください。
※ご不明の点はお問合わせください。

〒399-0493
長野県上伊那郡辰野町中央1番地
辰野町役場 保健福祉課 保健係
課長：竹村 智博 担当：上島 佑太
TEL：0266-41-1111 FAX：0266-43-3307